

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第285号

今回のテーマ「特定技能制度の定期届出」について

昨年4/1～今年3/31分の定期届出は、今年4/1から5/31までの間に提出が必要です。詳しくは、出入国在留管理庁HPをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri10\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri10_00002.html)

特定技能所属機関・定期届出

特定技能所属機関（受入れ企業・事業主の方）による定期届出 提出資料一覧表

① 全ての特定技能所属機関（受入れ企業・事業主の方）に共通して提出していただく書類 ※赤字は提出必須。

書類	書式	備考	確認欄	
受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書	参考様式 第3-6号	○法人の場合は、本店・本社が1部提出してください。 ○個人事業主の場合は、事業主が1部提出してください。 ○同一の届出書は1つの法人（個人事業主の場合は事業主）につき1部となります。	有	無
特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況	参考様式 第3-6号 (別紙1)	-	有	無
受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書 (署名欄)	参考様式 第3-6号 (別紙2)	○複数の登録支援機関に支援を全部委託している場合は提出してください。 ○また、電子届出システムを利用して届出を行う場合は、支援の全部を委託しているすべての登録支援機関の署名を受けて、提出してください。	有	無
報酬支払証明書	参考様式 第5-7号	○預貯金口座への振り込み以外の方法で報酬を支払っている場合に提出が必要です。 ○対象となる特定技能外国人全員分の提出が必要です。	有	無
理由書	(任意様式)	○届出期間内に届出ができなかった場合、その理由を記載した理由書を添付してください。 ○また、その他の届出事項等について、特異な状況等を説明する必要がある場合にも、理由書を提出願います。  (提出が必要な場合の例) ・特定技能外国人に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得手続を行っていない場合 →当該特定技能外国人の身分事項及び手続が未了である理由について説明 ・特定技能外国人又は特定技能所属機関に関する保険料又は税の納付を行っていない場合 →納付を行っていない保険料の種類又は税目、納付を行っていない事務所名等と理由を説明 など	有	無

② 上記①に加えて、提出する書類

■ 特定技能所属機関（受入れ企業・事業主の方）が「一定の基準」を満たすか否かにより提出書類が異なります。

【一定の基準】

- ・ 過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、
- ・ 在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い（事前の利用者登録が必要）、かつ
- ・ 一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関（下記①から⑥までのいずれかに該当する機関）

- ①日本の証券取引所に上場している企業
- ②保険業を営む相互会社
- ③高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④一定の条件を満たす企業等

※ 一定の条件については（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001378932.pdf>）を参照。

- ⑤前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人